

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜1、2（3、4）号炉（369）」
2. 日時：令和4年7月21日 11時00分～12時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※・・・TV会議システムによる出席）  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
奥企画調査官、鈴木主任安全審査官、伊藤安全審査官  
  
関西電力株式会社：  
燃料保全グループ チーフマネジャー※ 他7名※
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
以下のホームページ掲載済みの資料を使用  
・6/22 ヒアリング 事実確認事項への対応（令和4年7月20日提出資料）  
・申請書記載内容に関する補足説明（令和4年7月20日提出資料）  
・高浜1号炉及び2号炉 設置許可申請書記載（令和4年7月20日提出資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。原子力規制庁の伊藤です。これから高浜SFPについてのヒアリングを開始したいと思います。
0:00:13	昨日ですね資料をいただいています。申請書の記載内容についての摂取量ということで、
0:00:23	コメントリストと、
0:00:25	申請書記載内容に関する補足説明、それから、比較表ですね、この資料、
0:00:34	について何点か確認をさせてもらいたいと思います。資料は一応目を通しておりますので、質問から入りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。
0:00:53	カウンセリングヤマノでございますそれで結構です。よろしくお願ひします。
0:00:56	はい、わかりました。それでは確認の方入らせていただきます。
0:01:03	まずですね資料②の方の比較表。
0:01:12	下のページ番号で5ページ目のところ、開いてもらえますでしょうか。
0:01:28	はい。ここでですね右側で、解析の条件設定についての記載があるかと思ひます。
0:01:37	ここについては、...ズーの
0:01:43	記載を参考に書いていただいた
0:01:46	ところと認識しております。
0:01:50	ここについてなんですけれども、
0:01:54	2段落目ですね、
0:01:57	例えば燃料配置についてワーと、あとまた成分条件についてはというような記載があつて、
0:02:07	あまりその申請書で、例えばっていうのは、使わないかなという、印象がありますと、
0:02:16	それから水分条件のところは、おそらくこの水分条件という言葉でいろいろ含めて書いてあるのかなと思ひていて、
0:02:26	左側の補正申請のところ、5月13日のですね、補正申請のところだと、
0:02:34	水の状態であるとか、注水放水手順、
0:02:40	の流路流量であるとか、塩素であるとか、
0:02:44	液膜であるとか、気相部空閑地の水口須藤であるとか、そういった
0:02:50	キーとなるパラメーター、
0:02:53	Aとの記載があるんですけどもそれが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:57	右側だと、大分まとめられて書いてあるのかなという印象です。
0:03:03	で、
0:03:05	こちら変わったら
0:03:09	言いたいこととしては、
0:03:21	まずその機器パラメーターについて設工認の方で担保品しなければならない、うような条件となるパラメーターについては、
0:03:33	別途日衛藤。
0:03:37	へえ。
0:03:40	ここの下、解析の条件設定のところでもれなく書いて、
0:03:47	いただきたいというところで、
0:03:50	その上で、条件設定について
0:03:56	現実的な条件を設定するというのと、
0:04:01	保守的な値をすてきな値というか、余裕が小さくなるような設定をするというのと、
0:04:08	あと、解析条件の不確かさ影響考慮というのの、
0:04:14	三つのパターンが記載されていると思います。
0:04:19	で、先ほど申し上げた
0:04:23	キーとなるパラメーター、それぞれについて、
0:04:26	今
0:04:29	申し上げた三つの
0:04:32	セ設定。
0:04:35	方法というか、設定の仕方のどれ、どれを適用して、
0:04:39	条件設定をするのか。
0:04:42	が、わかるように、設工認に繋がる。
0:04:48	ようにという観点ですけど
0:04:50	わかるような記載をしてもらえればなと思います。
0:04:56	とりあえず以上なんですけど伝わってますでしょうか。
0:05:07	関西電力の小原です。ご説明ありがとうございました。
0:05:12	申し上げたいことはわかるんですけども、その行き今のコメントを受けてどう直そうかっていうのが、ちょっと津波は今、最も、
0:05:25	もうエッセンスをっていう話だったかと思うんですけども、今のお話に行くと、結構もうパラメーター全部書き、してくださいみたいな感じ。
0:05:36	に、聞こえたんですけども、今、もともとここへ先ほどそちらから、例えばっていう言い方あんまり使わないですよっていうお話もあったんですけども、ちょっと前セントっていう話だったので、あれ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:52	例えば1億円。
0:05:54	一応、ちょっとそこら辺、例えば、全部書くわけにもいかないの、例えばということで、原料配置と水分条件という言い方をさせていただいて、
0:06:08	いますというところ、ちょっととなるパラメータ解析条件設定に必要なものを、すなわちキーとなるパラメータを漏れなく書くというのが、
0:06:19	ちょっと文面がイメージとして、ちょっと今我々浮かんでないというのが正直なところ、
0:06:32	規制庁伊藤です。すみません少々お待ちください。
0:06:47	規制庁鈴木です。キーパラメータがわからないという、
0:06:52	お話かと今思いましたけど、
0:06:55	Dパラメータがわからないのであれば、今回の
0:07:00	解析の実現可能性を、
0:07:03	関西電力として理解してないととらえるしかないんですけど、本当にそう ですか。
0:07:12	関西電力の福原です。我々一応今日お出ししているところ、いきますと FAVORメーターっていうのは燃料配置と水分条件。
0:07:20	だと思っておりますのでそこが来ているところ、
0:07:25	規制庁スズキです。5月13日に書いてあった。
0:07:29	内容はキーパラメータ以上のことが書いてあった
0:07:39	関西電力の福原です。5月13日時点の記載についてはですね、もとも と資料にですね4年表の
0:07:53	右側2列目に書いてあるものはそれなんですけども、これを作った経緯 からお話しますと、基本この左の列ですね6月14日申請。
0:08:04	の大本新世下が変更になるところを、概ねその元の構文を変えずに、 変わったところだけを変えていくという大迫修じゃないですね我々はそう いう考え方で直してきたものです。
0:08:19	それに対して、先般より成長段階いただいた後の書き方の考え方です ねを踏まえて本日のように書き直してきていると。
0:08:30	というのが正直なところでございます。ですので
0:08:36	5月13日に、キーパラメータ以上のことが書いてあったのかどうかとい う言い方は、されまして、
0:08:45	音も

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:48	そこにはちょっと何が何がキーパラメーターかっていうのは、今日時点で燃料配置と水分条件をキーパラメータと考えているというお答えになる、なろうかと思います。
0:09:01	規制庁鈴木です。
0:09:06	やっぱり何かそうまとめられてしまうと。
0:09:10	これまで聞いてた内容が設工認にしっかり反映されるかどうかが我々としては確証が持てないので、
0:09:17	もう一度、
0:09:19	技術的な内容を説明していただくしかないのかなって気になってしまっ んですけど。
0:09:25	まず、
0:09:26	本文テンパチの、
0:09:29	設計については本文 5 号に書いてある内容を具体的に書かれているそ れはいいですね。
0:09:36	で、ここテンパチの中に、解析条件、
0:09:40	の話を入れてきたのは、今回の申請で初めてですよ。
0:09:46	そ、そこについては、なぜ入れなきゃいけないのかという観点で、
0:09:53	5 月 13 日の補正が出てきていると思っていて、
0:10:00	そう、それ考えたら 5 月 13 日の補正っていうのは、
0:10:03	2 月 7 日の審査会合で説明した内容をしっかり入れてきた補正だと思っ ているので、我々としては、
0:10:11	ここに十分キーパラメータが入っているのかなあとって聞いてたんで すけど。
0:10:17	ここ、ここも書き過ぎていたので、キーパラメータをもっと絞りますって いうのが、関西電力の意向ですか。
0:10:28	すいません、関西電力の志村です。ちょっともう少し我々の記載の意図 をちょっと申し上げたいんですけども、資料 1-2 の 10 ページ目、
0:10:41	ちょっとご確認いただきたいんですけども、
0:10:55	4 連表の形になっておりまして一番左に有効性評価の記載、それに対し て、我々が臨界性評価で設定する基本方針と、具体的にか。
0:11:10	各パラメーター、どういう設定をしましたかと。
0:11:14	それを踏まえて、結局、今ほど見ていただいた記載として、有効性評 価と、まずどういう部分を申請書に持ってくるかということに記載した。
0:11:24	ところでございます。ちょっとパラメーターというところ、
0:11:29	具体的 2 となりますと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:32	この 4 連表の右から二つ目。
0:11:37	その燃料配置。
0:11:39	というところとあといろいろないろんなパラメーターがございます。で、機器パラメーターがどれかと言われる、
0:11:49	だから、まず前回補正のタイミングでは、これらの条件の中で
0:11:56	まず変更申請時点から変わったところをちょっと記載をしていたところなんですけども、
0:12:04	このパラメーターすべてに対して域となるものがどれかと言いますと、ぜひ。
0:12:13	等、すべて金戸様はここれらの
0:12:17	条件が決まらないことには、基本ケースの水分上、どれ一つ欠けても、設定ができないという意味ではすべてかなと思いました。
0:12:27	なので、これらのパラメータをすべてテンパチに、一つ一つ記載するというのはちょっとは、
0:12:36	ちょっと市許可の申請書記載としては書き過ぎかなと思います。
0:12:41	ちょっと我々としては、まずその有効性評価の解析条件設定の考え方でいうところをまず
0:12:52	その中で書いた上で、
0:12:57	臨界性評価としては例えば、こういう条件設定にしましたよというのを
0:13:04	その下のパラグラフに今記載したという、
0:13:07	感触でございます。
0:13:10	楨金%メーターがわからないのかと言われると我々としてはつれてだと思っております、この 4 名のうちの右から 2 番目に書いてある辺り、
0:13:22	パラメーターでと思っておりますって言ったならそれをすべてこの申請書記載に、
0:13:27	テンパチに落とし込むというところは書き過ぎかなと考えて今の記載にした次第でございます。
0:13:39	規制庁鈴木です。そうすると、例えばで書いてある内容だけあれば、
0:13:46	設工認においては、間違いなく、ミリ単位で切るという説明ができるということですね。
0:14:02	関西電力の福原です。今のご質問、
0:14:07	趣旨を踏まえますと、
0:14:10	当然それだけだと、人によって受け取り方違って来るかと思しますので、もう本日先ほどシムラ説明した資料、
0:14:22	ですね、のページとか書いたものなんですけども、ここの右から 2 列目。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:29	株価みたいな具体的設定というところに出てくるパラメーターがキーパラメータの我々になると思っていますので、この内容を今、
0:14:41	北井適正化案の中にですね、上手く溶け込ませよう形で、
0:14:48	どう設定するのかといった形でちょっと文章を変えてみたいと思っています。
0:14:55	はい。規制庁鈴木です
0:14:58	とにかくですね今回の設置変更の
0:15:03	審査において、
0:15:05	未臨界であることを実現。
0:15:08	できるだろうと。
0:15:10	考えて、解析結果を説明されて、
0:15:15	いる内容、これをそのまま私としては設工認で手続きを、
0:15:21	していただけるものとして、今まで聞いてたんですね。
0:15:25	ですから、
0:15:29	この今の資料 1-2 の 10 ページの右側から二つ目の欄の内容が、
0:15:37	申請書、
0:15:39	2、
0:15:40	設置変更許可申請書に書いてなかったとしても、
0:15:44	設工認の段階で、全く、
0:15:47	この小野瀬設置変更の審査の内容を知らない人が、
0:15:52	審査したとしても、間違いなく同じように基本ケースをやってケース①から④までの、
0:16:00	解析条件の不確かさの影響感度解析で確認して、
0:16:04	それで、水の変化については、不確かさなく全部変化、水位変化を追いかけていって、
0:16:14	それ、そういうことをやって、解析結果が、
0:16:18	0.98 を、
0:16:20	下回ると。
0:16:22	いうことが、
0:16:25	まとめられるようにしておかないと、
0:16:28	また同じ議論を設購入の中で、
0:16:32	せざるをえなくなっちゃう可能性があるなっていうところが、私としては、
0:16:39	何でそんなにどう電話をする必要があるのかなっていう思いなんですよね。
0:16:45	ですのでそういったことを考えた上で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:50	最終的に設工認の添付資料の、
0:16:54	臨界に達しない説明書
0:16:58	を書いた時にいやこれは本文、午後、
0:17:02	でこう書いてあるのはホーム添付書類 8 でこう書いてあって、
0:17:07	これが最終的にここに落ちてきています。細かい条件ついについては、
0:17:12	そこまで設置変更の時には書いてないけど、それは、
0:17:16	設計条件だとか、現象からしてみたら、当然のことですよねぐらいな細かい話んところについては、
0:17:25	あえて設置変更の申請書の中には特段書いてありません。それは私、いいと思うんですけど。
0:17:31	やっぱり何かこうやり方結果が、設置変更の審査でやった内容の通りそのまんま
0:17:40	書いてあればおかしくないよねっていうように見えるような、
0:17:44	記載がやっぱあった方が、後々、
0:17:48	問題なくできていいと思うんですけども、
0:17:52	私の思いとしてはそういうことで、しっかり書いてください。書き杉井。
0:17:59	になるんじゃないですかっていう思いは当然あると思うのでそこは、
0:18:04	適切に、
0:18:06	ここで何かで読めますっていうような表現ぶりにされれば、
0:18:11	多少簡略化して書いてあって私はいいと思ってますけど全くキーワードが出てこないっていうものが突然設工認で、
0:18:19	登場してこれで、
0:18:21	未臨界であることを、
0:18:23	コントロールできてますって言われちゃうと、多分それ設置許可でやってないよねっていう、いう人が出てきちゃう。
0:18:29	ですね、そういうことがないように、
0:18:31	された方が、
0:18:33	いいんじゃないですかそういう記載があった方がいいんじゃないですかってことで申し上げてるんですここ理解いただけますか。
0:18:41	わかりました。はい。関西電力の福原です。都築さんのおっしゃりたいことはよく理解できました。はい。
0:18:51	今までの他の許可とかですね、きっと記載文のトーン濃淡っていうか、そこを少し優先した余りに
0:19:02	必要なパラメータ積算が必要とお考えになっておられるファラメーターの記載を省略した形になってしまう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:10	今、今の形は、もうもちろん他の教科のことの整合よりもむしろ
0:19:19	パラメーターをしっかりと書き込むということを優先すべしというふうに今受け取りましたので、
0:19:28	そういった形に記載を改めさせていただきたいと思います。
0:19:34	はい。規制庁鈴木です。それをお願いしたい。
0:19:37	所です。
0:19:38	私のイメージとしては、5月13日の補正で、
0:19:43	書かれている。
0:19:48	キーワードとかですね。
0:19:51	書かれている深さ
0:19:52	っていうのは、
0:19:54	そこそこのかなっていうふうに思っていて、ただ今回、
0:20:00	解析条件の設定の考え方を、
0:20:05	既許可の有効性評価。
0:20:07	に倣って、
0:20:09	書いていただいているので、どの、
0:20:13	パラメーターが、
0:20:15	設計等の現実な条件。
0:20:17	でやっていてそこに解析条件の不確かさがあれば、これについては、
0:20:23	影響を感度解析。
0:20:25	で評価するんですよっていうようなことが、
0:20:28	書かれていて、
0:20:31	おかしくないしこれ、5月13日の補正でもそういったことが書かれて、
0:20:35	いるので、そこは全然書いてあっていいと私は思っているんですね。
0:20:42	一方で、
0:20:44	水に関してはこれ、
0:20:48	現実的な条件であるけれども、
0:20:51	不足し、一つの推移でやるわけじゃないので、
0:20:55	不確かさがないように全水をやりますっていうところは、
0:20:59	説明しているのでそこはそれで問題ないかなって思ってるし、
0:21:05	逆に燃料配置のところは5月13日と聞いのお話で表現ぶりは、
0:21:10	最も高い取りかえが濃縮度が最も高い鳥飼燃料の新燃料としてって言い方に今回直されて、
0:21:19	審査会合のときの議論で直されてきていますけれどもこれは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:26	パラメーターに対して余裕が小さくなるような、要するに、実効増倍率に対して余裕が小さくなるような、
0:21:34	設定を、
0:21:35	しているので不確かさが無い。
0:21:38	から当然そこはやらないし、演奏どうですかという。
0:21:43	これ本文号側で回数入れるって言うてるので、その話も当然出てくるだろうってことだし、
0:21:50	液膜のところについては、多分若干、
0:21:55	いまだに
0:21:56	ずれてると思うんですけど資料1-2の、
0:21:59	10ページの右、右から二つ目の欄のマルAのところでは液膜となる流量の割合が、
0:22:07	これキーパラメータですよって先ほど、
0:22:11	口頭で紹介がありましたけれども、
0:22:14	これ我々審査会合の場において、2月7日の時でも、液膜の場合と液滴で一樣に分布する場合もどちらか。
0:22:24	厳しい結果になる方を選んでしまおうって話をし、してるはずなので、
0:22:30	そこはもうなんか流量パラメータに流量の割合をパラメータじゃなくても液膜か液滴による一様分布か。
0:22:39	だけだと思っていて最終的には、液滴による一様分布の話はなくなったと思うんでリュ集合体の中に入ったものは、
0:22:47	もう全部液膜となるっていう。
0:22:50	ことだけかなと思っていてそれを5月13日の補正でもそう書いてあるので、
0:22:55	出しそこは不確かさとしても見なくて、
0:22:59	見ないことにしましょうってことになってると我々思っているんですね。ただちょっと、
0:23:06	今日の資料では、
0:23:09	むしろ5月13日よりか、
0:23:14	同意してた内容から若干後退した感じが見えてきちゃっているんで、
0:23:21	もうこれでいいじゃないかって、
0:23:24	会合の中で、
0:23:26	特段、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:29	規制庁側から質問もなかったものに関して、交代する必要はないと思うんですけれども、
0:23:36	その辺は関西電力としてまだそこは、同意していないという意見で、
0:23:42	この資料 1-2 の 10 ページの右から二つ目の欄は書かれているってそういうことですかね。
0:24:02	関西電力の内数で 1 点
0:24:07	我々とあと、前に戻ってるとい、
0:24:13	ところはないんですけども特にこの液膜となる流量の割合っていうところですけども、我々が会合等でいただいたのは、
0:24:22	液滴か液膜になるかっていうところは基本的に
0:24:27	上部ノズルとかの構造物の
0:24:31	がその下まで LA クラタ三田時に下まで通じるような、
0:24:37	05 というのは、もうほぼありませんので、基本的に液滴のまま何かするっていうのはほとんどないと、液膜になるっていうのは、
0:24:47	実態、改革状態であっても液膜となるのは、100%であろうということ、という形にしておりますただ会合等で、
0:24:59	ご指摘のあったのはその圧サービスとかどこにどれぐらいつくのというところは、
0:25:06	非常にその現象論の話になってしまうので、保守的にこの、特にこの
0:25:12	A 木全評価式等々についてはもう、一律も厳しい、厳し目厳しめの値をすべての燃料棒に適用してあげるということで CC と有効にしたという我々としてはそういう解釈でおります。
0:25:28	規制庁鈴木です液膜の話、今の話は、今年の 11 月 26 日の審査会合でそう発言されてますけど、規制庁として一番最後にも、
0:25:39	その現象論については、特定はもう無理、難しい現時点においてはなかなか難しいので、まず割り切って、
0:25:48	来てキーがそのまま入ってきて一様分布の場合と、
0:25:54	液膜の場合どっちが厳しいですか。液膜も全周液膜が厳しいのか。
0:26:01	部分的に液膜になるのが厳しいのかっていうところを確認して、
0:26:07	結局、
0:26:08	液滴で中央分布になる場合より床全周で液膜になる方が、
0:26:13	厳しい結果を与える、かつ全周じゃなくて半周だとか 3 分の 1 だとかっていうよりも、全液膜の方が厳しいんだっていうところで、
0:26:23	2 月 7 日の時点では、液膜でいいでしょうというつもりで、
0:26:29	規制庁としていたんですけど、そこはまだ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:33	関西電力としては納得できてないという、
0:26:38	ところなんです、ちゃんとその辺はやるべきだって考えて、
0:26:42	いてこの液膜となる流量の割合っていうところは、
0:26:46	今回の資料で残してきてるってことですか。
0:26:52	単体電力の福原です。多分今ご覧になっている下 10 ページ第 2 表って いう紙の、我々は今日なぜこれを出してきてるのかっていうところが、も しかしたら伝わってないのかなと思うんですけども、そして今言ってい るような部分を、何か持ち帰って議論しようとか、他の部分もあれば、
0:27:12	納得してないということでは全くなくてですね、これも左から右へ読んで いただく紙になってまして、一番左に拳銃の抜粋を持ってきてます。規 制庁の方からこの展示を習って書きなさいということだったので、まず展 示を置いてみました。
0:27:32	嚴重の有効性評価のところでは、どういうエッセンスででき上がってるの かっていうのを、ラージABCDというこの 4 本柱が書いてあるなという ところを見立てましてですね、それを我々の未臨界性評価に当てはめて いくときに、
0:27:50	同業との当てはめが効くのかというところを、左から右に、この同じ記号 を付してですね、コードこう繋がってくるという形で整理しただけのもで ございます。決して
0:28:04	なのでこの液膜となる流量の割合っていうのは、もうこのラジエの決め 方をすると、せ、そういうこととかは、設計値等の現実的な条件を基本と しっていう、
0:28:18	ところが、ここがAになってるから、もしかしたら何か規制庁スズキです 途中で話されてわかってると思うんでここまでの、
0:28:28	この 10 ページの表の、
0:28:32	左から 2 番目と、右から 2 番目の欄については 11 月 26 日時点で説明 されてた内容だと思って、
0:28:41	いるんですね。で、その内容について、うまいことやっぱり現実的な状 態って要するに現象得て、
0:28:50	できるのかどうかっていう議論のところなかなか難しいという集合体 の中に関しては、もうそこはここの考え方から切り離して考えましょ うっていうふうに、
0:29:02	規制庁としては、審査会合の最後の指摘として、
0:29:07	言ってるはずなんですよ。
0:29:10	なので、これを今更ながら、こうやってやっていますよそれを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:15	一番右側の欄でこうやって落とし込んでやりますよってもう一度言われてしまうと、
0:29:20	また 11 月 26 日に戻ってしまったのっていうことになってしまうので、もう、
0:29:26	ここをこうなんか元に戻して蒸し返すような表記図にされる。
0:29:33	必要がないのであれば、もう決まったことだけ書かれていればいいんじゃないですか、2 月 7 日で同意しましたってことだけ書いてあれば、もういいんじゃないですか。
0:29:58	はい。関西電力の福原です。我々としてももう文章論をやって、ウチムラも全くなくてですね液膜 100%で評価するというところに、
0:30:08	後は我々の方からもそうしますと、もう言ってるつもりですので、ところもしくはは全くありません。ただこの資料の見栄えを何かあたかもそう見えてしまうかのような資料になってるということであれば少しちょっともう 1 回、二つのですね、そこだけはちょっと改めたい。
0:30:26	させていただきます。ただですねすいません、それでしゃべらせていただきますと、その一番右の列の具体的性カーンですけども、ちょっと我々が前回の会合であったりラップアップでのお話を少し取り違えたところが、
0:30:44	だなと思います。源流は有効性評価にならないということでしたので、もともとのこの 5 月 13 日でお出ししてたものをですね当時否定されたのかなというふうにやや、我々として勝手にそう受け取ってしまったところがあったようです。
0:31:01	そうではなくて、5 月 13 日はそれなりに言ってるんだけども、そこに県の有効性評価のこの地方も、
0:31:15	の形を
0:31:17	を加えて、鏡なさいということが、どういうふうに今日改めて理解しましたので、そういった形で、改めて、
0:31:28	提示させていただき
0:31:30	規制庁数です
0:31:33	添 10 の有効性評価の書き方を加えてって言ったつもりじゃなくって、
0:31:38	5 月 13 日の補正の書き方はちょっとオリジナリティー溢れる書き方になっているので、
0:31:45	書き方として、
0:31:47	既許可の添 10 の有効性評価で解析条件を設定しているところの記載が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:54	あるので、
0:31:55	既許可の申請書の書き方にならって書かれたらどうですかっていうことを言っただけなんですね。
0:32:02	だから、追加して書けとか、5月13日の補正の、
0:32:08	書き方。
0:32:09	書いてある内容、内容がですね良くないということは言ったつもりはないのでそこだけは誤解ないようにお願いします。
0:32:17	修正の方向については、多分、
0:32:23	方向性は一致したと思っているので、
0:32:27	そこについてはまず、
0:32:29	関西電力の方で、どのように変えたらいいかっていうところをもう一度考えていただいて、
0:32:36	出していただいてから我々確認をしたいと思います。
0:32:41	私からは以上です。
0:32:44	関西電力の福原です越田経営確認なんですけども、私今こうしようと思ってるのが、今日お出ししているのがベースの構文になってですねそこに、
0:32:58	個別のパラメーターが5月13日に頭を上げてたようなパラメーターをしっかり拾いながら、今年本でいくという形で仕上げるのかなと思ってますけども、そのイメージでやってますでしょうか。
0:33:17	はい規制庁スズキです。資料②の、
0:33:22	5ページの黄色ハッチングしている、解析条件設定については
0:33:29	段落の後に、例えばではなくて5月13日の補正の
0:33:34	中ポツ燃料配置とかって、ここに書いてあるようなイメージで、
0:33:41	内容が、
0:33:45	表記が適正化されて出てくれば、
0:33:48	いいのかなっていうふうに私は思っています。イメージは一致してますでしょうか。
0:33:57	はい。関西電力福原です。イメージ一致しております。
0:34:03	はい規制庁スズキですありがとうございます。ただ書いていただく時には、解析条件の設定の考え方は、
0:34:13	既許可の有効性評価の申請し、申請書の書きっぷりに直されているので、
0:34:19	そこで言ってるような、現実的な条件であるだとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:26	評価項目となるパラメータ来実効増倍率ですね。ですね、これに対して、
0:34:31	余裕が小さくなるような設定をしたとか、或いは、
0:34:35	解析条件の不確かさの影響を考慮する必要があるので、
0:34:41	影響評価の感度解析をしますとかその辺の考え方の、
0:34:46	内容は適切に反映していただきたいと思ってます。
0:34:53	それはイメージ合ってますでしょうか。
0:35:01	すいません。少々お待ちください。
0:35:45	有井です。関西電力の福原です。理解いたしました。
0:35:51	はい。規制庁鈴木です。私から以上です。
0:36:00	はい規制庁の伊東です。
0:36:03	よろしければ次の確認事項に移りたいと思います。
0:36:10	資料①-2の12ページ目ですね、今回の変更の理由の欄について、
0:36:21	記載いただけてますと、衛藤。
0:36:24	記載の適正、
0:36:26	下に向けた検討ということで書いていただいたもので、方向性としては、 こういう感じでいいのかなと思ってますと。
0:36:36	ちょっとこの
0:36:38	幾つか確認なんですけど、まず運用面の安全性向上を図るためのところ で
0:36:48	安全性向上とは何ぞやというところがこの補足説明の
0:36:56	中ではちょっと記載されてないので、
0:37:03	下の方に
0:37:08	注記というか
0:37:09	レセ工場って何を指すのかっていうところを記載してもらえればと思うん ですけど、
0:37:17	可能でしょうか。
0:37:35	はい、関西電力の山野でございます。
0:37:37	安全性向上とは何を指すのかということで、この文面の中にページの文 面、下の方に、補足として記載させていただきたいと思います。よろしく お願いします。はい。
0:37:50	規制庁伊藤です。わかりました。
0:37:53	はい。
0:37:55	規制庁鈴木です。安全性向上の話は、
0:37:59	2月7日の審査会合の資料で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:06	書かれているんですけども、その
0:38:09	審査会合の議論と、それまでの事実確認の内容を含めた上で、
0:38:17	具体的に安全性向上の内容の注記は改めて、
0:38:22	書いていただきたいんですけどそこは、
0:38:28	具体的に何を、
0:38:31	挙げられようとしているかってところはこここの時点で、
0:38:35	口頭で説明できますか。
0:38:46	関西電力山野でございます。少々お待ちください。
0:38:51	杉尾スズキですはいわかりました。
0:39:28	関西電力の福原です。
0:39:33	運用、
0:39:35	以前審査会合とか我々から提示していた資料では運用管理面の安全性北條という言い方をさせていただいてたかと思うんですけども、
0:39:49	この内容っていうのは具体的には作業員の被ばく量低減であったりとか、燃料取扱時の誤操作提言等というふうに
0:40:02	将来ですね、期待したものがございまして、それをもう一度、今日のこの資料の
0:40:10	中に書かせていただこうかと思っております。
0:40:15	規制庁鈴木です。まず、
0:40:18	等がいっぱいある場合はいいんですけど、
0:40:22	特段そんなになければ全部書いていただきたい。
0:40:27	具体的にこれとこれとこれですっていうように書いてきていただきたいんですけど。
0:40:32	そこそこは、
0:40:34	書けますか。
0:40:38	関西電力福原です。了解いたしました。
0:40:42	はい、規制庁スズキそこをお願いしたいというのと、
0:40:45	先ほど言った燃料取扱時の誤操作低減っていうのが、
0:40:55	今の保安規定で言っている。
0:40:59	保安規定 95 条。
0:41:02	なので、
0:41:04	SFPに新燃料だとか使用済み燃料だとかを、
0:41:09	入れたりする、或いは、その中で、位置を移動させたりだとかいう取り扱い時の時に、
0:41:17	間違った場所に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:41:20	入れるだとかそういったことを表しているんですかね、何か誤操作っていうのが、
0:41:26	何のことなのかっていうのが、ちょっとイメージがついていないんですけど。
0:41:33	はい。関西電力の福原です。オーサーにはいろいろございまして先ほど鷺見さんがおっしゃられたように、本来入れるべきラックに入れるのではなく隣のラックに入れてしまったというのももちろんそれに含まれる。
0:41:49	含まれます。それ以外に、取り扱い中にですねちょっとぶつけてしまったりとか、ラックにうまく入れずに乗り上げてしまったりとかですねいろいろ
0:42:03	現場作業ですのでいろんなことが起こります。そういったことも、広く含めても誤操作というふうに我々としては、ここで表現させていただいてます。
0:42:15	規制庁鈴木です。今、今言った内容は理解できたので、
0:42:22	そこはもうちょっと
0:42:26	わかりやすく書いてもらえますか。で、
0:42:29	一方で、誤操作の、
0:42:32	提言のところで、
0:42:34	燃料取扱機器の
0:42:39	設計に、
0:42:41	既許可の設計の内容に、
0:42:44	反するような内容が書いてあるのはよくないので、
0:42:48	そこについては、
0:42:51	しっかり確認された上で、
0:42:54	既評価の本文 5 号の取り扱い機器の
0:43:00	設計と関係ないところで何かしら運転員の本当にミステイクによって起こるようなものがこんなものが考えられるのでそういったところはなるべくなくしたいんですとか、
0:43:15	そういう
0:43:16	ことがわかるような、
0:43:19	表現ぶりで、具体的に書いていただきたいんですけどそこはよろしいですかね。
0:43:27	関西電力の小原です。今の発言のところはデザインベースでのチョーカ一ですすでに担保されている、逆に言うと排除されているようなリスク。
0:43:42	方、
0:43:43	があるかのような記載。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:47	になってるのはよくないですよという意味になったと受け取ったんですけどその理解であって、規制庁スズキです。具体的に言うと、取り扱い、
0:43:56	機器って、これ確か私のイメージではPSIIだったと思いますので、
0:44:02	信頼性の高い設計してるはずですし、
0:44:06	掴みgooの動作等については、
0:44:13	掴み損ねがないようにちゃんとインターロック。
0:44:16	が働くようになっているはずですし、
0:44:19	掴んだと、ワイヤーが切れたりするようなことを考える場合には、ワイヤー二重化にするだとか、そういったことがしっかり対策がなされている。
0:44:28	はずなのでそういった、それを、
0:44:32	改めて何か低減するためって書かれてしまうと、既許可に反してしまうので、そういったことは関係ないですよねっていう確認のためにお聞きしました。
0:44:45	規制庁数ですじゃここは、より具体的にちょっと書いていただくようお願いします。
0:44:51	私から以上です。
0:44:57	衛藤規制庁イトウですそれでは続きましてと同じ変更の理由のところなんですけれども、
0:45:04	使用済み燃料ピット用中性子吸収体の削除と、と書いてあるところ、削除というところをちょっと
0:45:15	引っかかってしまってますね
0:45:18	何ていうか申請書の中から記載を削除するみたいなそういうイメージから、こういう言葉になっているのかもしれないんですけども、
0:45:30	中性子吸収体については間瀬設備設計でこういう吸収体を、
0:45:37	入れますということで
0:45:41	結局宣誓書に書いてあって、
0:45:44	備えているものを今回仮管理から外すという、
0:45:52	位置付けかと思えますので、どちらかという、削除というよりは、はいCとかそういった言葉の方がふさわしいのではないかなと思うんですけども、
0:46:04	もちろんあと他に許可なり設工認でこういう言葉、
0:46:10	適切なんですというのがあればそれにしてもらってもいいんですが、
0:46:15	この
0:46:16	削除というところについては
0:46:20	今私が言ったところについては、どうでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:34	はい。関西電力の福原です。配信という言葉の方がより適切な印象でしたので、操作、
0:46:45	あ、はい。規制庁伊東です。承知しました。
0:46:48	それから、その次ですね、燃料貯蔵領域の廃止というところの、
0:46:57	書き方なんですけれども、まず、今回燃料と象領域自体は、
0:47:08	廃止はされないですよねというところを確認したいんですけど領域を3、三つに区分するのがなくなるだけであるというふうに、
0:47:18	認識してるんですが、まず素行は正しいですかね。
0:47:26	はい。関西電力の福原です。燃料貯蔵領域は廃止されないんですよ、というふうに今おっしゃられたんですけども、我々は、燃料貯蔵領域の廃止を行うと書いています。
0:47:40	八尋友利かという3領域の管理を行うようなことを、もうやめますというのが私の記載内容でございます。
0:47:55	とびあの方で
0:48:00	伊藤さんの方がどういう意図で廃止されないんですよというふうにおっしゃられたのか、そこは多分燃料貯蔵領域という言葉のとらえ方に差があるのかなと思ったんですけど、もしよければ、
0:48:13	どういう受けとめ方をされているから、ゆえに、され開始されないですよっていうのを、今後おっしゃったのかをちょっと聞かせていただけないでしょうか。はい規制庁伊藤です。
0:48:25	まず燃料貯蔵領域というのは貯蔵する領域のことで、それはもちろんSFPはあり続けるので、領域領域というのはあり続けるのかなと思ってお尋ねしました。
0:48:40	その上で今回の
0:48:43	変更ってというのは、何をするかというと、要するに貯蔵領域に、
0:48:52	まず貯蔵するときの条件ですよ、条件をなくしますよというところでの言い方としては条件の
0:49:05	例えば撤廃とか、そういった
0:49:08	書き方になるのかなと思って。
0:49:11	発言しました。
0:49:14	ちょっと書き方については、
0:49:19	一番適切案は、どうなのかってのはあるんですけど例えば保安規定、
0:49:25	保安規定 30、95 条の、
0:49:29	書き方を使うのであれば、
0:49:34	ちょっと待ってください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:41	使用済み燃料ピットに統合する場合の、
0:49:46	未臨界が維持できることをあらかじめ確認している条件というのがあって、この条件の
0:49:52	撤廃ということになるのかなと、と思っておりますけれども、すみません私が立つ尋ねた人はそうなんですけれどもちょっと、
0:50:03	ご見解をお聞かせいただけますか。
0:50:09	関西電力の福原です。伊藤さんがそういう認識でコメントされたということはよく理解できました。ただ我々としてはですね
0:50:20	当然その燃料貯蔵領域、ナイトウさんのオカご見解でのその言葉だとすると、当然これを廃止してしまうと、もう燃料試験を受けなくなってしまいますので、我々としてはもちろんそういうつもりはないと。
0:50:34	いうところです。よりベターな誤解がないように強制認識を得るような表現、記載として、今、アンケート 95 条ですね、の記載を最初にいただきましたけども、
0:50:48	我々としているのも、こういう配置条件ですかね。
0:50:56	を展開するということですので、何をもって場合、展開したところがこれもまたあるのかもしれないですけども、何を廃止しようとしているのかっていうことが、明確になるようなちょっと、
0:51:10	ワーワー言語を少し下げていきたいなあと思います。
0:51:15	はい。規制庁伊藤です。衛藤。
0:51:18	ちょっと適正化というか、書きぶりについて検討いただくということで承知しますし、
0:51:26	はい。
0:51:28	関西電力の深田です。もう一度確認ですけど、今のこの燃料貯蔵領域を廃止するというワーディングだと、規制庁さんはもう燃料を置けなくなっちゃうよっていうふうに読むよということによろしいんですか。
0:51:42	規制庁都築です。補足しますと、
0:51:45	ここで書いてある文字づらで、どうのこうのっていうのは、やるつもりがなくて、
0:51:52	ここで書いてある内容がしっかり後段規制の手続きにおいて、
0:52:01	誰が疑うこともなく迷うこともなく、
0:52:05	手続きができるような書き方になっている方が素直中なのかなっていうことでお聞きしています。
0:52:12	例えば中性子吸収体の削除っていうのが、これ設工認において要目表、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:19	から確か、
0:52:21	消すことになると思うんですそのときに、
0:52:23	変更後の姿ってこれなんて表表記されるんですかねって。
0:52:29	考えた時に削除って多分書かれないんだろうなっていうことと、
0:52:35	あと、
0:52:36	燃料貯蔵領域の廃止っていうのが、保安規定の変更。
0:52:40	認可申請が出てきたときに、95条のその内容、先ほど言った条件の ところを、
0:52:48	撤廃するんですよって言った時に、
0:52:51	そこにそのままこの燃料貯蔵領域の廃止をすることからっていうふうに 書いてあった時にその95条の話ですっていうふうに、
0:53:02	すぐ飛べるような表現なのかなっていう。
0:53:06	ことを、
0:53:08	気にしていただけです。
0:53:10	我々の意図はわかりましたでしょうか。
0:53:14	関西電力の福原です。すごくよくわかりましたので、私の今の考えとして はやや、
0:53:22	もう少しもっと横にですね、後段指定との繋がりが見えるようなワーディ ングを
0:53:32	使用していきたいというふうに考えております。規制庁鈴木ですよろしく お願いします。私からの補足は以上です。
0:53:44	はい。
0:53:52	規制庁伊藤です。規制庁としてのイトウは今鈴木の方から申し上げた 通りなんですけど最初ちょっと私はやっぱり日本は気になっててですね、 燃料と象領域というのは、
0:54:06	今回廃止されるんですか。ごめんなさい、繰り返し出せません。
0:54:12	規制庁の奥です。すいません。
0:54:14	ここでは医師数が一体何なのかっていうところだと思うんですけれども、
0:54:19	例えばですけども、ここで廃止をしようとする貯蔵領域というのはおそら く燃料の燃焼度ですとか、旧西彼吸収体挿入の有無に応じた競争領域 とそういう強い、
0:54:31	だと思うんですけれども、例えばそのように明確に書いていただく、そう いう燃焼度ですとか、旧姓挿入の部分に応じたて区分する共同領域と いうのを今回設けないことにするとそういうことであれば、その旨を明確 に書いた方がよろしいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:50	関西電力の石田ですけれども、資料の①-2のページ6、ちょっとご確認いただきたいんですけれども、
0:54:59	保安規定95条の記載になっています。
0:55:02	我々としましては、95に書いてます燃料貯蔵領域図。
0:55:07	色分けしてありますね領域Aと領域Bと領域Cというのの色分けを廃止しますというのが、井戸でございまして、
0:55:17	燃料貯蔵領域を排水するのではなくて、この領域図、この場所にしか置けないようにするのを、
0:55:25	三つの領域を分けているのを廃止するというだけでもともと書かしていただきましたので、
0:55:30	その趣旨がわかるように考えると、
0:55:33	あれしました。
0:55:36	セイトウです考え方は、わかりました。はい。よろしくお願いします。
0:55:44	規制庁側からの確認事項は以上。
0:55:49	となりますけれども、追加で規制庁側から何かありますか。
0:55:58	はい。
0:55:59	はい。こちらからは、以上です。関西電力側から、何か確認しておきたいこと等ありますでしょうか。
0:56:11	はい。特に追加ではございませんけども、今、ホワイトボード。
0:56:17	お聞きさしていただけてますけども。そっか。また、
0:56:26	はい。それではホワイトボードの方、ご説明をいただければと思います。
0:56:35	コンサル電力の山野でございまして。それでは順番に読み上げさせていただきます。今回は、四つのすみませんホワイトボードの画面には写っていないみたいなんですけれども、
0:56:49	失礼しました少々お待ちください。
0:56:52	尼子。口頭だけでもOKですけど。はい。
0:57:05	いえば大城を消して、
0:57:08	関西電力の山野でございまして。ただいまホワイトボードの方共有させていただいておるんですが、画面の方を映っておりますでしょうか。はい規制庁イトウです見えております。
0:57:18	はい、ありがとうございます。それでは順番に読み上げさせていただきます。今回は四つございまして、まず①でございまして。4.1.2.1の解析条件の設定の文章については、
0:57:30	設工認で担保しないとイケない条件をもれなく記載する必要があるため、記載を見直すこと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:36	具体的には現在燃料配置水分条件について言及している文章について、資料①-2、
0:57:44	第2号のパラメータに基づいて記載することということで、すみません、文書文等テンパチを加えさせていただきました。②、続いていきます。②資料、①-2、第2表の記載について、
0:57:59	儀間となる理由の割合という記載が、原則として最確値現実的な値を設定するという、設定方針にそぐわないのでの見直すことということで、こちらはいたします。
0:58:10	また申請の理由について安全性向上とは何を指すのか、資料01-2補足説明資料に具体的に記載することということで、不足させていただきます。審議事項入れと。
0:58:23	はあ。
0:58:24	依拠カーしている。繋がらないように切ることや、
0:58:30	最後④でございます。申請の理由について、燃料上領域の廃止とあるが、男性との整合及び、廃止内容を踏まえて記載を適正化すること。
0:58:41	以上でございます。
0:58:48	規制庁鈴木です①と②なんですけど、言ってることは、
0:58:54	そうなんですけど先ほどの議論のようにですねこの第2表の、
0:59:00	4段比較の真ん中の二つの欄ですね記載を、
0:59:06	残されてしまうと、やっぱり資料上は、
0:59:11	昨年11月26日の審査会合時点に戻ったように見えてしまうので、
0:59:17	説明を、
0:59:19	補足説明の中に、
0:59:21	残したいという意図はないですね。
0:59:27	はい。すみません。規制庁都築ですそれであれば資料は、
0:59:36	説明が、
0:59:38	改めて必要ないところについては、
0:59:42	削除された方が誤解がなくていいのかなというふうに思うんですけどいかがですか。
0:59:49	関西電力の福原です。本日の資料1-2ですね、の10ページについては、もういらぬかなあというふうに今感じてますので、
1:00:04	減る。
1:00:06	いえ。
1:00:08	探索所を、
1:00:12	FAX、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:14	規制庁スズキです端的に、
1:00:19	これが、
1:00:21	記載されるべきなんですよってということだけ結論だけ書いてあれば、
1:00:26	我々としてはいいんですけど、その上で、
1:00:30	それが現実的な条件の
1:00:33	パラメータなのか、余裕を持って設定するパラメーターなのか。
1:00:38	解析条件の不確かさで影響評価をするパラメータなのかっていうところが、
1:00:44	何かしら説明されてればいいと思うんですけど、
1:00:58	それがもうテンパチの
1:01:01	記載としても見えるようになってれば、全然何か補足で、あえて書く必要も
1:01:07	もし何か補足で説明したいことがあれば、今言ったように、端的に結論のところだけ書いて、
1:01:15	て、
1:01:15	それに対して補足したいことを、何か記載される分には我々としては、
1:01:21	構いませんけれども、
1:01:31	連絡カワセと申します少々お待ちください。
1:01:36	規制庁杉です。はい、わかりました。
1:01:49	はい。ちょっと一言言うと、
1:01:51	ための話のしゃべりなんで、くれないの。
1:02:23	パート資料いつ。
1:03:01	はい。お待たせしました関西電力の福原です。本日のこの資料1-2の10ページ、表、
1:03:10	No液膜となる流量の割合といったところを今日議論になりましたので、議論の中身は方向性はもう、
1:03:19	当社と社長さん一致してると思いますのであとはこの資料の作り方というか、出来栄だけの話だと思いますので、ここに
1:03:28	を溜めないような資料の形に改めさせていただきたいと思います。
1:03:34	規制庁杉ですそういう意図で構いませんので、お願いします。
1:03:43	衛藤規制庁イトウです一応念のため確認なんですけれども理由のところですね、中性子吸収体の削除のところはさ、
1:03:54	廃止というふうにするというふう認識しておりますので、
1:03:59	その点はよろしく申し上げます。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:04:05	ホワイトボードに加えてもらうほどのことではないのかもしれないのでそれは大丈夫なんですけども、
1:04:15	それでは、ちょっと確認ですけれども資料、修正等が入る資料についていつ頃提出II
1:04:28	可能でしょうか、スケジュール感の確認です。
1:04:44	すみません。
1:04:45	小原です。
1:04:49	挙げられよう。
1:04:50	関連東京支社です。伊藤さんすみませんこっちな。はい。
1:04:55	その衛藤該当時期についてはちょっと、今日、一旦確認させてもらって東京支社から回答するんじゃないですか。今ここで即答する必要ありません。もちろん今答えられないということであればとかでも構いません。はい。
1:05:08	ちょっとすみません、そうさせてもらえませんか。同じようにちょっと資料提出期、時期についてはちょっと私の方から、はい、はいとさせてもらうということをお願いしたいと思います。はい、わかりました。よろしく願いします。はい。
1:05:21	他に伝え規制庁側から伝えたいこと。
1:05:28	大丈夫ですね。関西電力側から発言しておきたいことはありますか。大丈夫ですか。
1:05:36	すみません。葛西フクハラですけどもちょっとコメントは1番目、①番ですけど
1:05:45	ちょっとかぶったし、
1:05:49	いや、
1:05:58	猿田君本後13地の記載のことを生み出して入った本間奥野。
1:06:06	1、
1:06:07	音声の記載を入れといて、
1:06:19	今ちょっとコメント1を少しお聞きしましたけども、その理解が合ってますでしょうか。
1:06:32	はい規制庁スズキです。一般的にはそんな感じだと思います。
1:06:38	はい。
1:06:42	はい。考え側から特にございません。
1:06:46	はい。規制庁伊藤です。それでは本日のヒアリングは以上としたいと思いますありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:53	本日急遽ヒアリングさせていただきまして議論ありがとうございましたよろしく申し上げます。
1:07:03	はい。よろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。